

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県及び大分市を除く県内13市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年12月26日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の概要 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定に基づき、母子家庭の母等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行う。申請者は、市(大分市を除く。)または県保健所地域福祉室に申請を行い、本庁に進達され、決定が行われる。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①資金の貸付けに関する事務(法第13条第1項、第31条の6第1項、第32条第1項、附則第3条、第6条) ②資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第13条第1項、第31条の6第1項、第32条第1項、附則第3条、第6条) ③償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第15条第2項、第31条の6第5項、法第32条第5項)</p>
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表の63の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部こども・家庭支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
大分県内13市長(大分市長を除く)	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2704)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	--	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 また、近年USB等を利用した内部情報の不正持ち出しによる情報漏えい事案が増加していることを踏まえ、 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	大分県福祉保健部こども子育て支援課 課長 飯田 隆次	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 伊東 雅人	事後	組織再編・人事異動
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大分県福祉保健部こども子育て支援課	大分県福祉保健部こども・家庭支援課	事後	組織再編
平成28年4月1日	7の請求先 別紙	5 県杵市 福祉保健部 福祉課 875-8501 県杵市大字県杵72番1 0975-63-1111(内線1175) 8 豊後高田市 子育て・健康推進課 豊後高田市美和1335番地1 0978-23-1840 12 由布市 子育て支援課 879-5192 由布市湯布院町川上3738-1 0977-84-3111(内線301) 13 国東市 福祉課 873-0502 国東市国東町田深280番地2 0978-72-5164	5 県杵市 福祉保健部 子ども子育て課 875-8501 県杵市大字県杵72番1 0975-63-1111(内線2510) 8 豊後高田市 総務課 879-0692 豊後高田市是永町39番地3 0978-22-3100 12 由布市 子育て支援課 879-5498 由布市庄内町柿原302 097-582-1262(内線2131) 13 国東市 福祉課 873-0503 国東市国東町鶴川149番地 0978-72-5164	事後	組織再編、庁舎移転
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 伊東 雅人	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 大戸 英輔	事後	人事異動
令和1年6月25日	基礎項目評価書		新様式への変更	事前	
令和5年5月30日	I-3 法令上の根拠	○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)別表第三の7の6 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用)別表第五の9の3 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第3条第22項及び第5条21項	削除	事後	
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月30日	I-5-②所属長の役職名	課長 大戸 英輔	課長	事後	
令和5年5月30日	I-7 請求先	○13市については別紙参照	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月25日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月25日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和7年12月26日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第15条第2項、法第31条の6第5項)	③償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第15条第2項、第31条の6第5項、法第32条第5項)	事後	
令和7年12月26日	I-3 個人番号の利用	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の43の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第34条	番号法別表の63の項	事後	
令和7年12月26日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 63の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第34条 【情報提供】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 26の項、30の項、87の項 ○番号法別表第二主務省令 第19条、第44条 ※番号法別表第二 30の項の主務省令については未制定	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、161の項	事後	
令和7年12月26日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年12月26日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年12月26日	IV-8 人手を介在させる作業	-	新様式への変更	事後	
令和7年12月26日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式への変更	事後	